国の認証取得制度について

一般社団法人　日本建設機械施工協会（JCMA）
機械整備技術委員会

はじめに

建設機械を安全にお使いいただくために、また、突然の故障・不具合に見舞われることが無いように、常日頃より機械の点検・メンテナンスを確実に実施していただく必要があります。

自動車登録（ナンバー取得）した建設機械は、公道で使用するため道路運送車両法に沿って整備を実施するべき項目が存在すると共に、違法な案件が発生すると罰則の対象となります。自動車登録した建設機械をお取り扱いの整備工場には、「自動車特定整備事業の認証取得制度」についてご理解いただき、是非とも認証を取得していただけますよう強く推奨いたします。

また、建設機械を構成している部品の多くは重量物であり、自動車整備よりも整備作業時の危険リスクは高くなります。建設機械には特殊な車両が多く、点検・整備には高い技術力と整備力、並びに然るべき設備も必要ですので、常日頃より安全作業を徹底ください。

以下に、「国の認証取得制度」について簡単にご説明します。

なお、本書は(一社)日本建設機械施工協会 機械部会 機械整備技術委員会活動の一環で作成したものです。整備事業を営む皆さまの一助となれば幸いです。

国の認証取得制度

（1）自動車特定整備事業の認証について【道路運送車両法第 78 条】

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない

自動車特定整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、かつ対象とする装置、その他業務の範囲を限定して行うことができる

★認証を受けずに自動車特定整備事業を経営した場合、また限定された業務の範囲を超えて作業した場合、道路運送車両法第 109 条の規定により 50 万円以下の罰金が科せられます

（2）特定整備の定義　[道路運送車両法施行規則第 3 条]

自動車の特定整備とは、次の①～⑦（分解整備）のいずれかに該当するもの、又は⑧・⑨（電子制御装置整備）に該当するものをいう。(検査対象外の軽自動車(250cc 以下のバイク等)、小型特殊自動車の整備を除く）**★大型特殊自動車は⑧・⑨該当なし**

① 原動機

原動機（エンジン等）を取り外して行う自動車の整備又は改造

② 動力伝達装置

クラッチ(小型二輪自動車を除く)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はディファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造

③ 走行装置

フロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)又はリヤ・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(小型二輪自動車を除く)の整備又は改造

④ 操縦装置

かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造

⑤ 制御装置

マスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(小型二輪自動車のブレーキ・ドラムを除く)、若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は小型二輪自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

⑥ 緩衝装置

シャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑦ 連結装置

けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カプラを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

⑧運行補助装置（大型特殊自動車該当無し）

センサー（前方をセンシング するための単眼・複眼カメラ、ミリ波レーダー等)、センサーからの情報を処理する ECU、センサーが取り付けられた自動車の車体前部（バンパ、グリル）又は窓ガラスの取り外し、取り付け位置若しくは取り付け角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造運行補助装置の取り外し、取り付け位置若しくは取り付け角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造

⑨自動運行装置（大型特殊自動車該当無し）

自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造、その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

（3）自動車特定整備事業の種類　[道路運送車両法第 77 条]

自動車特定整備事業の種類は、次の 3 種類

ｉ）普通自動車特定整備事業 ･･･（対象）普通／小型四輪／**大型特殊自動車**

ⅱ）小型自動車特定整備事業 ･･･（対象）小型／検査対象軽自動車

ⅲ）軽自動車特定整備事業 ･･･（対象）検査対象軽自動車

（4）自動車特定整備事業認証取得するためには

自動車整備事業を経営するには、地方運輸局長の認証を受ける必要があります。認証取得には以下のことが必要になります

対象自動車　：普通車・小型車・軽自動車・二輪車のうちどのような種類の自動車の、どのような装置を分解整備したいかにより、作業面積等が変わります

整備主任者：　各事業場において 1 級・2 級自動車整備士の技能検定に合格した者。電子制御装置整備は 1 級自動車整備士の技術検定に合格した者又は 2 級整備士取得者で電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸支局長が行う講習を修了した者

工員：　整備主任者を含めて最低 2 名必要。（※整備士(1 級／2 級／3 級／車体整備士／電気装置整備士)の数が全工員数の 1/4 以上）

設備：(工具など)　プレス／エア・コンプレッサ／チェーン・ブロック／ジャッキ／バイス／充電器／ノギス／トルク・レンチ／サーキット・テスタ／比重計／コンプレッション・ゲージ／ハンディ・バキューム・ポンプ／エンジン・タコ・テスタ／タイミング・ライト／シックネス・ゲージ／ダイヤル・ゲージ／トーイン・ゲージ／キャンバ・キャスタ・ゲージ／ターニング・ラジアス・ゲージ／タイヤ・ゲージ／検車装置／CO・HC 測定器／ホイール・プーラ／ベアリング・レース・プーラ／グリース・ガン／部品洗浄槽

（5）対象とする自動車の事業場の床面積（大型特殊自動車）

分解整備の種類		屋内作業場の規模の基準					車両置場の規模の基準	
対象とする自動車の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場			
		間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行
大型特殊または普通(中型) ロ･ホ･ヌ	原動機	5m 以上	10m 以上	12m² 以上	5m 以上	10m 以上	3.5m 以上	8m 以上
	動力伝達装置 走行装置 操縦装置 制動装置 緩衝装置	5m 以上	9m 以上	7m² 以上	5m 以上	9m 以上		
	連結装置	3.5m 以上	9.5m 以上	7m² 以上	3.5m 以上	9.5m 以上		

（6）認証申請　[道路運送車両法第 79 条]

①自動車特定整備事業の認証新規申請書（第 1 号様式　(認証)）

②申請者及び役員を特定できる書面（申請者が法人にあっては商業登記簿謄本等、申請者が個人にあっては住民票等）

③事業場の所在地を証する書面（土地又は建物の登記簿謄本、建築物の確認済証の写し等）
④作業場等平面図（作業場等のレイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載した図面）
⑤整備主任者（選任・変更）の届出書（第４号様式（認証））
⑥整備主任者の資格要件を満たすことを証する書面（技能検定合格証書の写し、技能検定合格証明書の写し、自動車整備士技能者手帳の写し等）
⑦自動車検査用機械器具基準適合性試験成績（対象とする装置にガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を含む場合）
⑧その他、必要と認められる書類

（７）自動車特定整備事業の経営

有償･無償にかかわらず、自動車の特定整備を継続的･反復的に行うこと、また計画的に事業を遂行することを指します。いわゆる運送事業者・レンタル事業者の自家工場での整備も該当します。

2023 年 3 月作成

建設機械整備作業に伴う必要資格について

一般社団法人　日本建設機械施工協会（JCMA）
機械整備技術委員会

はじめに

労働安全衛生法第 59 条では、『事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない』

また、同法第 61 条では、『事業者はクレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない』と定められています。

このため、建設機械を整備するためには技術と設備の他に多種多様な建設機械整備作業に対応する資格が必要です。

整備作業対象の建設機械に適した資格取得を推進させ、安全作業による労働災害防止を図るものとし、以下に代表的な建設機械整備作業に対応した資格を掲載しますので、ご参考にしていただき安全作業に従事してください。

なお、本書は(一社)日本建設機械施工協会 機械部会 機械整備技術委員会活動の一環で作成したものです。

2023 年 3 月作成

建設機械整備作業に伴う必要資格表

◎必須資格　○推奨資格

出張修理を含む整備作業に必要な資格

	資格種類	資格概要	オールテレーンクレーン	ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	油圧ショベル	ホイールローダ
国家資格	普通自動車運転	車両総重量3.5ｔ未満、最大積載量2ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	◎	◎	◎	◎	◎
	準中型自動車運転	車両総重量7.5ｔ未満、最大積載量4.5ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	○	○	○	○	○
	中型自動車運転	車両総重量11ｔ未満、最大積載量6.5ｔ未満、乗車定員29人以下の運転	○	○	○	○	○
	大型自動車運転	車両総重量11ｔ以上、最大積載量6.5ｔ以上、乗車定員30人以上の運転	◎				
	大型特殊自動車運転	車両全長12m以下、全幅2.5m以下、全高3.8m以下のクレーン車や除雪車、農耕用トラクターなど特定の目的に使用する大型の特殊車両の運転		◎		◎（登録車輌）	◎
	小型特殊自動車運転	全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0～2.8m以下、最高速度時速15ｋｍ以下の運転（農作業用は時速35ｋｍ未満）				○	○
	けん引	自走しない状態の車両総重量が750kgを超える車(重被牽引車)を牽引する場合					
	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重5ｔ以上の移動式クレーンの運転	◎	◎	◎		
	油圧装置調整技能士（2級）	油圧装置調整作業に必要な技能を認定する資格	○	○	○	○	○
技能講習	車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	機体重量3ｔ以上の運転				◎	◎
	車両系建設機械運転（基礎工事用）	機体重量3ｔ以上の運転			○	◎	○
	車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ以上の運転				◎	○
	不整地運搬車運転	最大積載量1ｔ以上の運転					
	高所作業車運転	作業床の高さが10m以上の運転	○	○	○	○	○
	フオークリフト運転	最大荷重1ｔ以上の運転	◎	◎	◎	◎	◎
	シヨベルローダー等運転	最大荷重1ｔ以上の運転					
	玉掛け作業者	1ｔ以上の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ以上のクレーンの玉掛け業務	◎	◎	◎	◎	◎
	床上操作式クレーン運転	つり上げ荷重が5ｔ以上で、床上操作により荷とともに運転者移動による運転	◎	◎	◎	◎	◎
	小型移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ以上5ｔ未満の運転	○	◎	◎	◎	◎
	ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	有機溶剤作業主任者	有機溶剤を安全に使用するための指導ができる資格	○	○	○	○	○
特別教育	アーク溶接	アーク溶接機を用いておこなう金属の溶接、溶断の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	低圧電気取扱業務	低圧(直流750V以下、交流600V以下である電圧)の充電電路対地電圧が50V以下であるものの業務	○	○	○	○	○
	タイヤ空気充てん作業	自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る特別教育のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務	◎	◎			◎
	自由研削といし	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)	◎	◎	◎	◎	◎
	粉じん作業	特定粉じん作業に係る業務(粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)	◎	◎	◎	◎	◎
	フォークリフト	最大荷重1ｔ未満のフォークリフトの運転	○	○	○	○	○
	不整地運搬車運転	最大積載量が1ｔ未満の不整地運搬車の運転					
	小型車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み及び掘削用）	機体重量3ｔ未満の運転				○	○
	小型車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ未満の運転				○	○
	基礎工事用建設機械運転（非自走式）	基礎工事用建設機械で、非自走式のものの運転				○	○
	締固め用建設機械(ローラー)の運転	締固め用機械で、動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転					
	高所作業車運転	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転					
	クレーン運転	つり上げ荷重5ｔ未満のクレーン、つり上げ荷重5ｔ以上の跨線テルハの運転(移動式クレーンを除く)	○	○	○	○	○
	移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ未満の運転					
	建設用リフト運転	建設用リフトの運転					
	玉掛け作業者	1ｔ未満の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ未満のクレーンの玉掛け業務	○	○	○	○	○
	ゴンドラ取扱	ゴンドラの操作業務					
	東日本大震災により生じた放射性物質	汚染された土壌を等を除染するための業務					
	高圧・特別高圧電気取扱業務	高圧(直流750Vを、交流600Vを超え、7000V以下である電圧） 特別高圧(7000Vを超える電圧)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務					
	伐木等機械運転	伐木等機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転				○	
	走行集材機械運転	走行集材機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転					
	簡易架線集材装置運転	簡易架線集材装置(動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械の運転(動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)				○	
育	電気自動車等の整備業務	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務				◎	◎
安全衛生教育	振動工具取扱作業者	チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	◎	◎	◎	◎	◎
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）	資格を取得後、概ね5年経過された方が受ける教育				◎	◎
	有機溶剤取扱業務	有機溶剤を扱う業務	○	○	○	○	○
その他	冷媒フロン類取扱技術者　民間資格	フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏れ点検、回収、充填を適正に行うための知識を持ち、冷凍空調を熟知し冷媒フロンを取り扱う業務	○	○	○	○	○
	陸上特殊無線技士（1級）　国家資格	陸上の無線局（空中線電力500W以下）の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備で、テレビジョンとして使用するものを含む）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作電波法で定められた陸上の無線設備の技術操作					
	陸上特殊無線技士（2級）　国家資格	電気通信業務用の多重無線設備のVSAT等小型の地球局の無線設備の技術的な操作、1,605kHz~4,000kHzの電波を使用する空中線電力10W以下の多重無線設備を除く固定局、基地局、陸上移動局等の無線設備の技術的な操作					

整備工場を維持・経営するための資格

	資格種類	資格概要	オールテレーンクレーン	ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	油圧ショベル	ホイールローダ
国家資格	1級自動車整備士	1級小型自動車整備士	○	○	○	○	○
	2級自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士	○	○	○	○	○
		2級ジーゼル自動車整備士	○	○	○	○	○
		2級自動車シャシ整備士	○	○	○	○	○
	3級自動車整備士	3級自動車ガソリンエンジン整備士	○	○	○	○	○
		3級自動車ジーゼルエンジン整備士	○	○	○	○	○
		3級自動車シャシ整備士	○	○	○	○	○
	自動車検査員	道路運送車両法で定める継続検査、予備検査、新規検査において道路運送車両の保安基準に適合しているか完成検査を実施し、保安基準適合証を証明する業務	○	○			○
	建設機械整備技能士（1級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○	○
	建設機械整備技能士（2級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○	○
	危険物取扱者	乙：乙種は6種類、取得した類で認められた物質のみ扱うことができる	○	○	○	○	○
		丙：第4類の特定の危険物のみの取扱い	○	○	○	○	○
特別教育	小型ボイラー取扱業務	小型ボイラー(令第1条第4号)の取扱いの業務					
	産業廃棄物管理責任者	事業場における当該廃棄物の処理に関する業務が適切に行われるよう管理する業務				○	

建設機械整備作業に伴う必要資格表

◎必須資格　○推奨資格

出張修理を含む整備作業に必要な資格

	資格種類	資格概要	ブルドーザー	モーターグレーダー	切削機（ﾛｰﾄﾞ ｶｯﾀｰ）	アスファルトフィニッシャ	締固めローラー
国家資格	普通自動車運転	車両総重量3.5ｔ未満、最大積載量2ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	◎	◎	◎	◎	◎
	準中型自動車運転	車両総重量7.5ｔ未満、最大積載量4.5ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	○	○	○	○	○
	中型自動車運転	車両総重量11ｔ未満、最大積載量6.5ｔ未満、乗車定員29人以下の運転	○	○	○	○	○
	大型自動車運転	車両総重量11ｔ以上、最大積載量6.5ｔ以上、乗車定員30人以上の運転					
	大型特殊自動車運転	車両全長12m以下、全幅2.5m以下、全高3.8m以下のクレーン車や除雪車、農耕用トラクターなど特定の目的に使用する大型の特殊車両の運転		◎	◎	◎	◎
	小型特殊自動車運転	全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0～2.8m以下、最高速度時速15ｋｍ以下の運転（農作業用は時速35ｋｍ未満）		○	○	○	○
	けん引	自走しない状態の車両総重量が750kgを超える車(重被牽引車)を牽引する場合					
	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重5ｔ以上の移動式クレーンの運転					
	油圧装置調整技能士（2級）	油圧装置調整作業に必要な技能を認定する資格	○	○	○	○	○
技能講習	車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	機体重量3ｔ以上の運転	◎	◎	◎	◎	
	車両系建設機械運転（基礎工事用）	機体重量3ｔ以上の運転					
	車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ以上の運転					
	不整地運搬車運転	最大積載量1ｔ以上の運転	◎				
	高所作業車運転	作業床の高さが10m以上の運転	○				
	フオークリフト運転	最大荷重1ｔ以上の運転	◎	◎	◎	◎	◎
	シヨベルローダー等運転	最大荷重1ｔ以上の運転					
	玉掛け作業者	1ｔ以上の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ以上のクレーンの玉掛け業務	◎	◎	◎	◎	◎
	床上操作式クレーン運転	つり上げ荷重が5ｔ以上で、床上操作により荷とともに運転者移動による運転	◎	◎	◎	◎	◎
	小型移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ以上5ｔ未満の運転	◎	◎	◎	◎	◎
	ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	有機溶剤作業主任者	有機溶剤を安全に使用するための指導ができる資格	○	○	○	○	○
特別教育	アーク溶接	アーク溶接機を用いておこなう金属の溶接、溶断の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	低圧電気取扱業務	低圧(直流750V以下、交流600V以下である電圧)の充電電路対地電圧が50V以下であるものの業務	○	○	○	○	○
	タイヤ空気充てん作業	自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る特別教育のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務		◎	◎	◎	◎
	自由研削といし	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	◎	◎	◎	◎	◎
	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)	○	◎	○	○	○
	粉じん作業	特定粉じん作業に係る業務(粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)	◎	◎	◎	◎	◎
	フォークリフト	最大荷重1ｔ未満のフォークリフトの運転	○	○	○	○	○
	不整地運搬車運転	最大積載量が1ｔ未満の不整地運搬車の運転	◎				
	小型車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み及び掘削用）	機体重量3ｔ未満の運転	○	○			
	小型車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ未満の運転					
	基礎工事用建設機械運転（非自走式）	基礎工事用建設機械で、非自走式のものの運転					
	締固め用建設機械(ローラー)の運転	締固め用機械で、動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転	◎			◎	◎
	高所作業車運転	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転		○	○	○	○
	クレーン運転	つり上げ荷重5ｔ未満のクレーン、つり上げ荷重5ｔ以上の跨線テルハの運転(移動式クレーンを除く)	○	○	○	○	○
	移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ未満の運転	○	○			
	建設用リフト運転	建設用リフトの運転					
	玉掛け作業者	1ｔ未満の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ未満のクレーンの玉掛け業務	○	○	○	○	○
	ゴンドラ取扱	ゴンドラの操作業務					
	東日本大震災により生じた放射性物質	汚染された土壌を等を除染するための業務					
	高圧・特別高圧電気取扱業務	高圧(直流750Vを、交流600Vを超え、7000V以下である電圧)　特別高圧(7000Vを超える電圧)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務					
	伐木等機械運転	伐木等機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転					
	走行集材機械運転	走行集材機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転					
	簡易架線集材装置運転	簡易架線集材装置(動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械の運転(動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)					
	電気自動車等の整備業務	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務				○	
安全衛生教育	振動工具取扱作業者	チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	◎	◎	◎	◎	◎
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）	資格を取得後、概ね5年経過された方が受ける教育	◎	◎	◎	◎	
	有機溶剤取扱業務	有機溶剤を扱う業務	○	○	○	○	○
その他	冷媒フロン類取扱技術者　民間資格	フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏れ点検、回収、充填を適正に行うための知識を持ち、冷凍空調を熟知し冷媒フロンを取り扱う業務	○	○			○
	陸上特殊無線技士（1級）　国家資格	陸上の無線局（空中線電力500W以下）の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備で、テレビジョンとして使用するものを含む）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作電波法で定められた陸上の無線設備の技術操作					
	陸上特殊無線技士（2級）　国家資格	電気通信業務用の多重無線設備のVSAT等小型の地球局の無線設備の技術的な操作、1,605kHz~4,000kHzの電波を使用する空中線電力10W以下の多重無線設備を除く固定局、基地局、陸上移動局等の無線設備の技術的な操作					

整備工場を維持・経営するための資格

	資格種類	資格概要	ブルドーザー	モーターグレーダー	切削機（ﾛｰﾄﾞ ｶｯﾀｰ）	アスファルトフィニッシャ	締固めローラー
国家資格	1級自動車整備士	1級小型自動車整備士	○	○	○	○	○
	2級自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士	○	○	○	○	○
		2級ジーゼル自動車整備士	○	○	○	○	○
		2級自動車シャシ整備士	○	○	○	○	○
	3級自動車整備士	3級自動車ガソリンエンジン整備士	○	○	○	○	○
		3級自動車ジーゼルエンジン整備士	○	○	○	○	○
		3級自動車シャシ整備士	○	○	○	○	○
	自動車検査員	道路運送車両法で定める継続検査、予備検査、新規検査において道路運送車両の保安基準に適合しているか完成検査を実施し、保安基準適合証を証明する業務		○	○	○	○
	建設機械整備技能士（1級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○	○
	建設機械整備技能士（2級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○	○
	危険物取扱者	乙：乙種は6種類、取得した類で認められた物質のみ扱うことができる			○	○	○
		丙：第4類の特定の危険物のみの取扱い	○	○	○	○	○
特別教育	小型ボイラー取扱業務	小型ボイラー(令第1条第4号)の取扱いの業務					
	産業廃棄物管理責任者	事業場における当該廃棄物の処理に関する業務が適切に行われるよう管理する業務				○	

建設機械整備作業に伴う必要資格表

◎必須資格　○推奨資格

出張修理を含む整備作業に必要な資格

	資格種類	資格概要	不整地運搬車	高所作業車	木質系破砕機	ナックルブームクレーン
国家資格	普通自動車運転	車両総重量3.5ｔ未満、最大積載量2ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	◎	◎	◎	◎
	準中型自動車運転	車両総重量7.5ｔ未満、最大積載量4.5ｔ未満、乗車定員10人以下の運転	○	◎	○	○
	中型自動車運転	車両総重量11ｔ未満、最大積載量6.5ｔ未満、乗車定員29人以下の運転	○	○	○	○
	大型自動車運転	車両総重量11ｔ以上、最大積載量6.5ｔ以上、乗車定員30人以上の運転		○		
	大型特殊自動車運転	車両全長12m以下、全幅2.5m以下、全高3.8m以下のクレーン車や除雪車、農耕用トラクターなど特定の目的に使用する大型の特殊車両の運転				
	小型特殊自動車運転	全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0～2.8m以下、最高速度時速15ｋｍ以下の運転（農作業用は時速35ｋｍ未満）	○	○	○	
	けん引	自走しない状態の車両総重量が750kgを超える車(重被牽引車)を牽引する場合				
	移動式クレーン運転士	つり上げ荷重5ｔ以上の移動式クレーンの運転				
	油圧装置調整技能士（2級）	油圧装置調整作業に必要な技能を認定する資格	○	○	○	○
技能講習	車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	機体重量3ｔ以上の運転	○	○	◎	
	車両系建設機械運転（基礎工事用）	機体重量3ｔ以上の運転				
	車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ以上の運転				○
	不整地運搬車運転	最大積載量1ｔ以上の運転	◎		◎	
	高所作業車運転	作業床の高さが10m以上の運転		◎	○	○
	フオークリフト運転	最大荷重1ｔ以上の運転	◎	◎	◎	◎
	シヨベルローダー等運転	最大荷重1ｔ以上の運転				
	玉掛け作業者	1ｔ以上の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ以上のクレーンの玉掛け業務	◎	◎	◎	◎
	床上操作式クレーン運転	つり上げ荷重が5ｔ以上で、床上操作により荷とともに運転者移動による運転	◎	◎	◎	◎
	小型移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ以上5ｔ未満の運転	◎	◎	◎	◎
	ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱の業務	◎	◎	◎	◎
	有機溶剤作業主任者	有機溶剤を安全に使用するための指導ができる資格	○	○	○	○
特別教育	アーク溶接	アーク溶接機を用いておこなう金属の溶接、溶断の業務	◎	◎	◎	◎
	低圧電気取扱業務	低圧(直流750V以下、交流600V以下である電圧)の充電電路対地電圧が50V以下であるものの業務	○	○	◎	○
	タイヤ空気充てん作業	自動車(二輪自動車を除く)用タイヤの組立てに係る特別教育のうち、空気圧縮機を用いて当該タイヤに空気を充てんする業務	○		◎	◎
	自由研削といし	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	◎	◎	◎	◎
	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)	◎	◎	◎	◎
	粉じん作業	特定粉じん作業に係る業務(粉じん則第3条各号に掲げる作業に該当するものを除く)	◎	◎	◎	◎
	フォークリフト	最大荷重1ｔ未満のフォークリフトの運転	○	○	○	○
	不整地運搬車運転	最大積載量が1ｔ未満の不整地運搬車の運転	◎			
	小型車両系建設機械運転（整地・運搬・積込み及び掘削用）	機体重量3ｔ未満の運転	○		○	
	小型車両系建設機械運転（解体用）	機体重量3ｔ未満の運転				
	基礎工事用建設機械運転（非自走式）	基礎工事用建設機械で、非自走式のものの運転				
	締固め用建設機械(ローラー)の運転	締固め用機械で、動力を用い、不特定の場所に自走できるものの運転				
	高所作業車運転	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転	○	○	○	○
	クレーン運転	つり上げ荷重5ｔ未満のクレーン、つり上げ荷重5ｔ以上の跨線テルハの運転(移動式クレーンを除く)	○	○	○	○
	移動式クレーン運転	つり上げ荷重1ｔ未満の運転				○
	建設用リフト運転	建設用リフトの運転				
	玉掛け作業者	1ｔ未満の揚貨装置・つり上げ荷重1ｔ未満のクレーンの玉掛け業務	○	○	○	○
	ゴンドラ取扱	ゴンドラの操作業務				
	東日本大震災により生じた放射性物質	汚染された土壌を等を除染するための業務			○	
	高圧・特別高圧電気取扱業務	高圧(直流750Vを、交流600Vを超え、7000V以下である電圧)　特別高圧(7000Vを超える電圧)の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務			○	
	伐木等機械運転	伐木等機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転				
	走行集材機械運転	走行集材機械(動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)の運転				
	簡易架線集材装置運転	簡易架線集材装置(動力を用いて、原木等を巻き上げ、かつ、原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備)の運転又は架線集材機械の運転(動力を用いて原木等を巻き上げることにより当該原木等を運搬するための機械であって、動力を用い、不特定の場所に自走できるもの)				
	電気自動車等の整備業務	対地電圧が50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備業務				
安全衛生教育	振動工具取扱作業者	チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務	◎	◎	◎	◎
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）	資格を取得後、概ね5年経過された方が受ける教育			◎	
	有機溶剤取扱業務	有機溶剤を扱う業務	○	○	○	○
その他	冷媒フロン類取扱技術者　民間資格	フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏れ点検、回収、充填を適正に行うための知識を持ち、冷凍空調を熟知し冷媒フロンを取り扱う業務	○			
	陸上特殊無線技士（1級）　国家資格	陸上の無線局（空中線電力500W以下）の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備で、テレビジョンとして使用するものを含む）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作電波法で定められた陸上の無線設備の技術操作			○	○
	陸上特殊無線技士（2級）　国家資格	電気通信業務用の多重無線設備のVSAT等小型の地球局の無線設備の技術的な操作、1,605kHz~4,000kHzの電波を使用する空中線電力10W以下の多重無線設備を除く固定局、基地局、陸上移動局等の無線設備の技術的な操作			○	○

整備工場を維持・経営するための資格

	資格種類	資格概要	不整地運搬車	高所作業車	木質系破砕機	ナックルブームクレーン
国家資格	1級自動車整備士	1級小型自動車整備士	○	○	○	○
	2級自動車整備士	2級ガソリン自動車整備士	○	○	○	○
		2級ジーゼル自動車整備士	○	○	○	○
		2級自動車シャシ整備士	○	○	○	○
	3級自動車整備士	3級自動車ガソリンエンジン整備士	○	○	○	○
		3級自動車ジーゼルエンジン整備士	○	○	○	○
		3級自動車シャシ整備士	○	○	○	○
	自動車検査員	道路運送車両法で定める継続検査、予備検査、新規検査において道路運送車両の保安基準に適合しているか完成検査を実施し、保安基準適合証を証明する業務				
	建設機械整備技能士（1級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○
	建設機械整備技能士（2級）	建設機械整備に関する知識と技能を証明する資格	○	○	○	○
	危険物取扱者	乙：乙種は6種類、取得した類で認められた物質のみ扱うことができる	○	○	○	○
		丙：第4類の特定の危険物のみの取扱い	○	○	○	○
特別教育	小型ボイラー取扱業務	小型ボイラー(令第1条第4号)の取扱いの業務				
	産業廃棄物管理責任者	事業場における当該廃棄物の処理に関する業務が適切に行われるよう管理する業務				